。　□

上記注意事項に同意する場合には、上記□内に印をつけること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１　中小企業等経営強化法施行規則第８条第５号｛イ、ロ、ハ｝及び第６号｛イ、ロ、ハ｝に該当すること

該当するものに丸をつける。

２　個人の氏名及び住所

株式を個人が民法組合等（民法第６６７条第１項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第２条第２項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）を通じて取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等の名称及び所在地並びに当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員（投資事業有限責任組合にあっては無限責任組合員）の名称及び所在地並びに当該個人の出資価額割合を追記する。

また、株式を個人が信託（指定金銭信託であって、所得税法第二条第一項第十一号に規定する合同運用信託以外のものに限る。以下同じ。）の財産として取得した場合にあっては、当該取得に係る信託の受託者の名称及び所在地を追記する。

３　取得株式数

株式を個人が民法組合等を通じて又は信託の財産として取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等又は信託の受託者の取得株式数を追記する。

４　払込金額

規則第１１条第２項第４号に規定する新株予約権を行使して株式を取得した場合にあっては、当該新株予約権に係る１株あたりの払込金額も含めた払込金額を記載するとともに、「うち、新株予約権に係る払込金額」の欄に、（当該新株予約権の取得金額/当該行使により取得した株式の数）で計算される金額を記載する。

５　払込金額の総額

株式を個人が民法組合等を通じて又は信託の財産として取得した場合は、当該取得に係る全ての民法組合等又は信託の受託者の出資の総額を追記する。また、規則第１１条第２項第４号に規定する新株予約権を行使して株式を取得した場合にあっては、当該新株予約権に係る払込金額の総額も含めた払込金額の総額を記載する。

６　基準日

規則第１１条第１項に規定する基準日を記載する。

７　事業沿革

規則第８条第５号ハ及び第６号ハに該当することの確認を受ける場合に限り、記載する。

様式第７（第１２条関係）

申請書

年　　月　　日

都道府県知事　殿

会　社　所　在　地
会　　社　　名
役職・代表者の氏名

中小企業等経営強化法第７条の規定に係る確認及び中小企業等経営強化法施行規則第１２条第１項の規定に係る確認を受けたいので、下記のとおり申請します。また、注意事項に同意します。

記

１　中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第８条第５号｛イ、ロ｝及び第６号｛イ、ロ｝に該当すること
２　個人の氏名及び住所
３　取得株式数　　株
４　払込金額　　１株　　円
（うち、新株予約権に係る払込金額　　円）
５　払込金額の総額　　円
（うち、新株予約権に係る払込金額の総額　　円）
６　基準日　　年　月　日

注意事項

１　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当しない会社であって、かつ、役員に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者がいないこと。　□
２　暴力団又は暴力団員等の統制の下にない会社であること。　□
３　公の秩序又は善良の風俗を害するような活動を行わないこと。　□
４　規則第８条第５号ロ及び第６号ロに該当することの確認を受ける場合、本確認申請書上記２記載の個人のうち、実質的株主ではないにも関わらず株式譲渡益非課税枠を利用する目的で一時的に株主となろうとするもの（名義貸しを行っているケースや株式取得前に他の者との間で株式取得後に当該株式を譲渡する旨の約束をしているケースなど）には、株式を取得させないこと。また、本確認申請書上記２記載の個人であって既に株式を取得した者が、実質的株主ではないにも関わらず株式譲渡益非課税枠を利用する目的で一時的に株主になっていたことが判明した場合には、その旨を、本確認を行った都道府県に届け出ること。　□

上記注意事項に同意する場合には、上記□内に印をつけること。